

令和5年6月1日時点の障害者任免状況は、以下のとおりです。

障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、教育委員会に勤務する職員を合算しています。

また、障害種類・程度の人数については、人数が一桁の障害もあり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

| 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数（※1） | 障害のある職員の数（※2） | 実雇用率（※3） | 法定雇用率（参考） |
|---------------------------|---------------|----------|-----------|
| 1,239人 | 42.5人 | 3.43% | 2.6% |

- ※1 週の所定労働時間20時間以上30時間未満勤務の職員は1人の雇用をもって0.5人のカウント、週の所定労働時間20時間未満勤務の職員は算定対象外とした職員数である。
- ※2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、重度身体障害者は1人の雇用をもって2人カウントとしている。また、週の所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間勤務の障害のある職員は1人の雇用をもって0.5人カウントとしている。なお、短時間勤務の重度身体障害者及び精神障害者は1人の雇用をもって1人カウントとしている。
- ※3 実雇用率
＝障害のある職員の数／法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数×100